

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような**公共建築物**の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：建築工事費の15%以内

ただし、次に該当するものは1/2以内

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 等

▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内

ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
 - ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



【木造公共建築物等の整備の主な要件等】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ床面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

J A S 製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

木造非住宅建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、建築物木材利用促進協定を締結した**民間事業者等**の社会的評価（環境貢献、地域貢献等）の向上に繋がる地域のモデルとなるような木造化等の取組に対し支援し、**非住宅建築物**への木材利用の拡大を図ります。

補助対象：非住宅建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

- ▶木造化：建築工事費の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
 - CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 等

- ▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内
ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：民間事業者等

- ※ 以下のいずれかに該当する者
 - ・ 都市(まち)の木造化推進法に基づく協定を締結している者
 - ・ 森林経営管理法に基づく集約化構想の協議の場に参画している者

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《非住宅建築物の対象施設例》

- ・農産物などの食料品の販売等を営む店舗
- ・地域の金融機関
- ・農林水産物の生産、集荷等に供する施設
- ・資材の貯蔵等に供する施設、倉庫
- ・事務所

など



店舗のイメージ



金融機関のイメージ

建築物への木材利用
による環境貢献や地域貢
献を評価・公表

【木造非住宅建築物等の整備の主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の利用者が見込まれる施設であること。

CO2固定量を算定し、SHK制度等により公表すること。

川上や川中との連携等について公表すること。

木 造 化：原則、地域材0.18m³/m²以上、延べ床面積が300m²以上かつ3,000m²以下の5階建以下の建築物であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上、延べ床面積が300m²以上であること。対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

グリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

森林集約・循環成長対策【拡充】

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化等を推進するため、林業の生産基盤強化や再造林の省力・低コスト化、関係者による合意形成、条件整備、非住宅建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 森林の集積・集約化促進対策

- ① 関係者による情報共有や合意形成等を実行するモデル事業等を支援します。
- ② 集約化モデル実証の取組の全国展開を図るため、専門家等による助言・評価等の伴走支援や成果の発信等を実施します。
- ③ 集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

集積・集約化の推進に向けて、改正森林経営管理法に基づき集約化構想を策定する地域や関係者を優先して生産基盤強化、需要拡大対策等に取り組めます。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

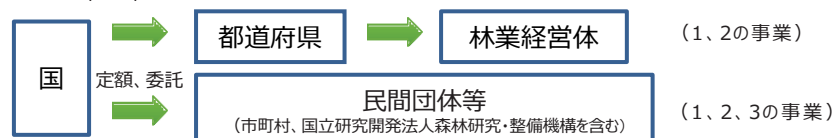
木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物及び木造非住宅建築物の整備、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

＜事業の流れ＞

定額（1/2、1/3以内等）等



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

森林の集積・集約化促進対策

○森林の集約化モデル地域実証事業（集約化モデル実証の支援、集約化モデル実証の取組の全国展開、専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析）

林業・木材産業循環成長対策

○循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）
○高性能林業機械の導入
○森林整備地域活動支援対策
○林業の多様な担い手の育成
○山村地域の防災・減災対策
○森林資源保全対策
○優良種苗生産推進対策
○林野火災予防対策
○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物及び木造非住宅建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業
○林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※⁵
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

<補助対象>

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チッパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※ 1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※ 2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※ 3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※ 4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※ 5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
特用林産振興施設等の整備（継続）

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）の内数

＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

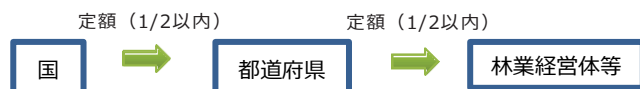
2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

＜事業実施主体＞

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

＜事業の流れ＞



生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備



林内作業車の導入

〔お問い合わせ先〕 林野庁経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕） 等

＜事業の内容＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金 12,152百万円（前年度 11,952百万円）

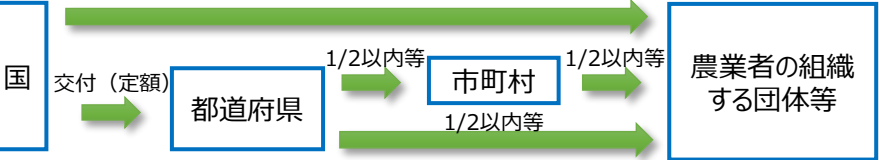
- ①食料システム構築支援タイプ
食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。
- ②産地基幹施設等支援タイプ
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。
- ③卸売市場等支援タイプ
物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 9,971百万円（前年度 8,000百万円）

- ①共同利用施設の再編集約・合理化
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。
- ②再編集約・合理化のさらなる加速化
①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、1/2以内（1の事業の一部）



（1の事業の一部、2の事業）

＜事業イメージ＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金

食料システムの構築を支援

①食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）

- ・助成対象：整備事業（農業用施設）
ソフト支援（農業用機械、実証等）
- ・補助率：定額、1/2以内
- ・上限額：整備事業 20億円/年
ソフト支援 5,000万円/年

【拠点事業者】 農業法人、食品企業等

【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等

作成

食料システム構築計画（3年）
新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

食料システム構築計画のイメージ

【①生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設 等

拠点事業者 + 連携者

【②供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設 等

【③実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPの導入
ハード：農産物処理加工施設 等

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

産地競争力の強化

②産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）

- ・助成対象：農業用の産地基幹施設
- ・補助率：1/2以内等
- ・上限額：20億円等

③卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）

- ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設
- ・補助率：4/10以内等
- ・上限額：20億円

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現

①共同利用施設の再編集約・合理化

- ・助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の撤去費用を含む）
- ・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内
- ・上限額：20億円/年×3年

※①の国庫補助額の1/10以内

＜再編集約・合理化のイメージ＞

- ・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置
- ・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用 等

【お問い合わせ先】

（1の①②、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（1の③の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）**① 産地収益力の強化、産地合理化の促進**

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。



<事業の流れ>

定額、1/2以内

国
交付（定額）

都道府県

1/2以内等

市町村

1/2以内等

農業者の組織
する団体等

（1の事業の一部）

（1の事業の一部、
2、3の事業）

【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等】

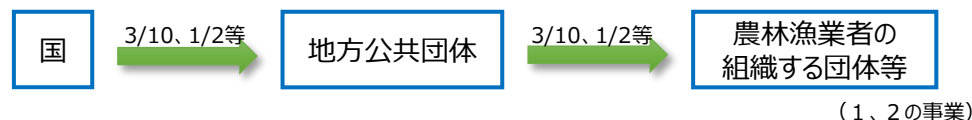
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等



電力供給

EV車等への給電設備

（1の事業） 農村振興局地域整備課

（2の事業）

都市農村交流課

（03-3501-0814）

（03-6744-2497）

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備等**を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等としての活用**を推進します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限額は以下に示す）】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【上限500万円/年】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。【上限500万円（年基準額：250万円）】

ウ 人材活用事業【研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**都道府県による広域連携の促進**、**ニーズ調査等**を支援します。【事業期間：1年、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設や一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

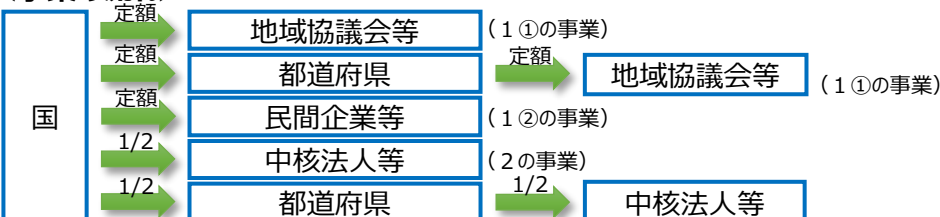
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊等における小規模な改修**を支援します。【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

<地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合の加算措置>

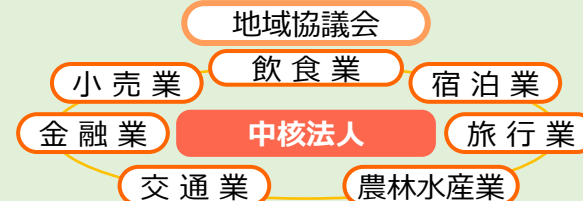
①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



遊休資産を活用した施設の整備



避難所等としての活用



遊休資産を活用した施設の整備

<対策のポイント>

農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援します。

<事業目標>

インバウンドによる一人当たり食関連消費額（6.4万円／人〔令和5年〕→7.5万円／人〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）

① インバウンド食関連消費拡大推進事業

農泊地域等が連携した受入体制の構築、海外のニーズ調査、GI産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、インバウンドの周遊に必要なデマンド交通の実証、モニターツアーの実施、観光コンテンツのOTA登録※1、土産品の越境ECへの登録等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年基準額：500万円））】

※1 OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと

② 人材活用事業

インバウンド向けのガイドなどを担う地域外の人材（研修生）や地域内に無い専門知識を持つガイド等（専門家）を活用し、来訪者の満足度向上を図る取組を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）

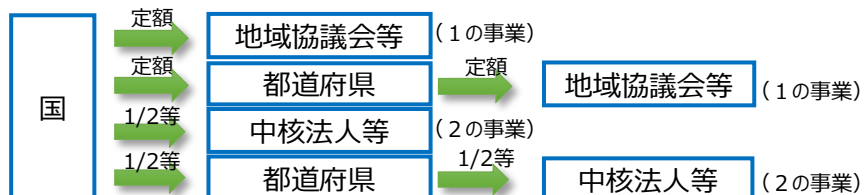
1による「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設（古民家を活用したレストラン、輸出に寄与する加工施設、飲食業の生産性向上に資する省力化施設等）の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等※1（上限2,500万円※2/事業期間）】

※1 中山間地域等：交付率55%

※2 遊休資産の改修：上限5,000万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農泊地域と輸出産地等の連携を促し、旅マエや旅アトとの好循環につながる取組に対して一体的に支援



GI産品等を活用した食コンテンツ・観光ツアーの開発



古民家レストランの整備



土産品の越境ECへの登録



空家を活用した加工場の整備



輸出産品と合わせた農泊PR

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限150万円/年※）】

※整備事業が経営支援の場合は300万円/年。作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額に40万円加算可能

イ 地域協議会の設立及び体制整備 ※構成員に市町村を含むこと

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円/年）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組等**を支援します。

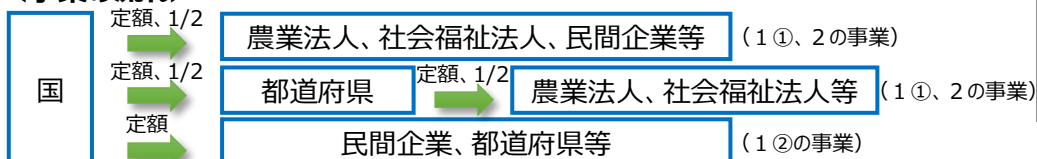
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修

養殖籠補修技術の習得

ユニバーサル農園の開設

地域協議会

市町村

農業経営体

社会福祉事業者等

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



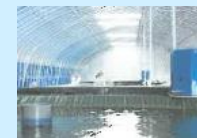
普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

〔お問い合わせ先〕 農村振興局都市農村交流課

(03-3502-0033)

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組**を支援します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

＜事業の内容＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

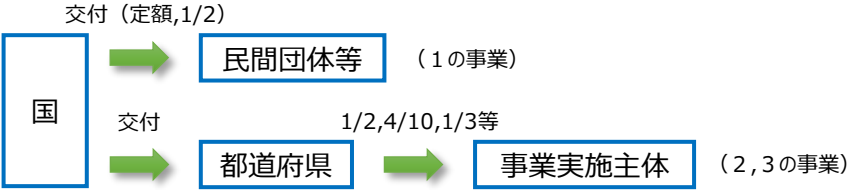
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**、プラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加**や施設の適切な維持管理に資する**長寿命化対策等**について拡充します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。また、施設の機能再編・集約のための**既存施設の撤去費の追加等**について拡充します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

＜ハード事業＞

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

<現行制度の概要>

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP



【令和8年度要求額 12,463百万円（3,820百万円）】



業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
 - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
 - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
 - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）
- (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
 - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を 通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること 等。

- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

- ◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）

③1/2（上限100万円））

- 補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン : 建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

- ①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。
- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

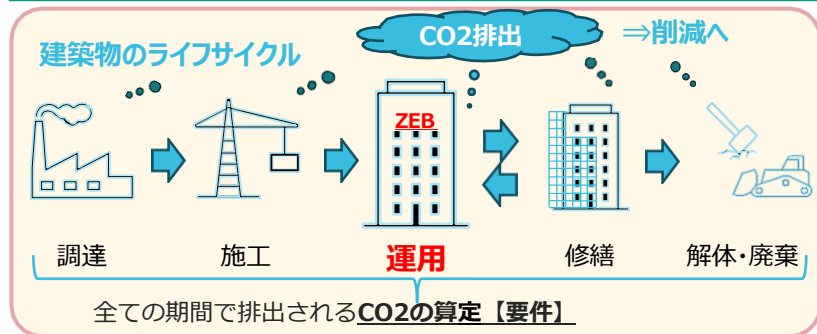
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

- ※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
- ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
- ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限る、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
- ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
- ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

整理番号16



循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済（CE）と炭素中立（CN）の同時達成を目指す。

2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

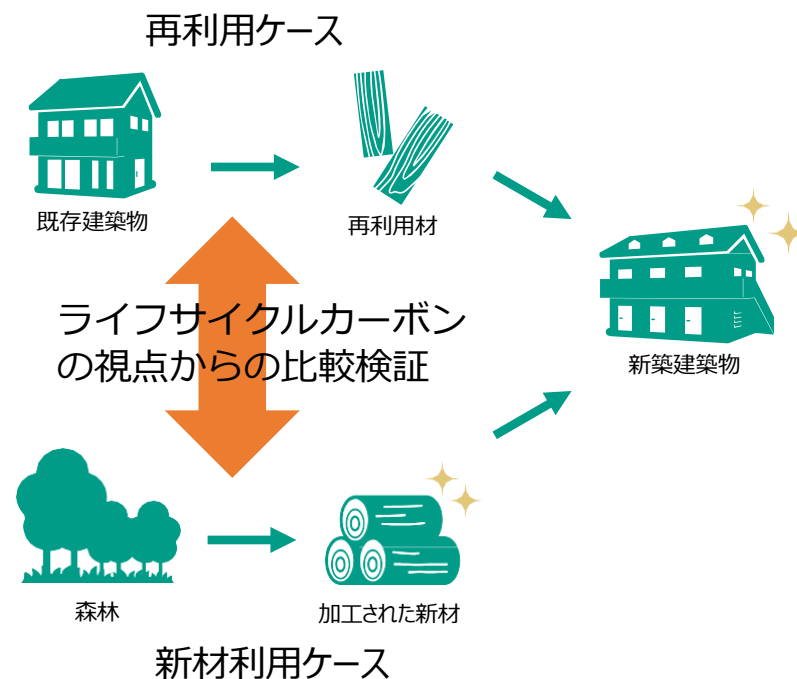
- ・建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- ・新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- ・木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- ・効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- ・普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）：ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 9,000百万円（新規）】



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

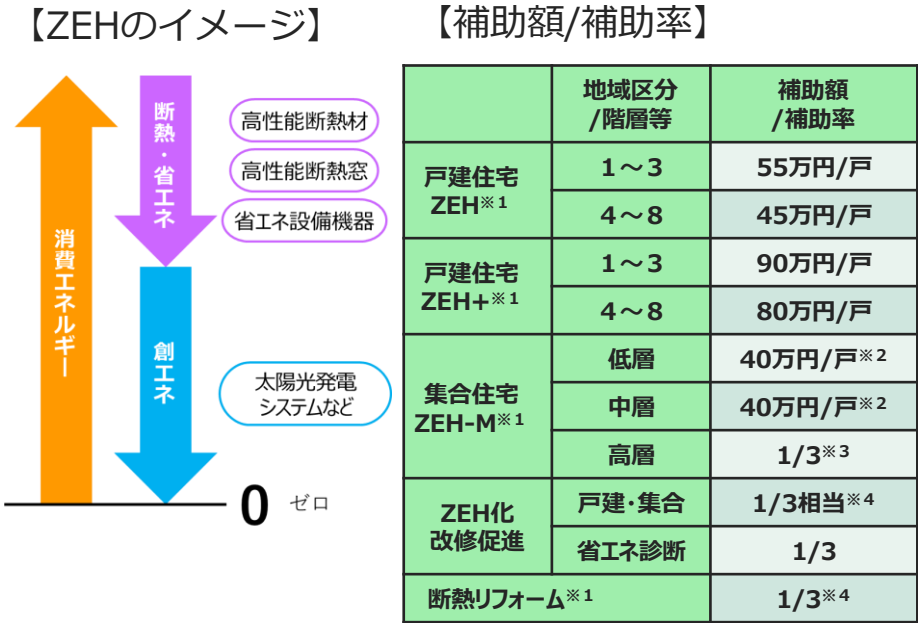
- (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業
 - ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
 - ②新築集合住宅のZEH-M化等支援
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
 - ③既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助
- (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業
既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助
- (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業
省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅
※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅
※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先 (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



※1 追加設備等に対する補助あり
※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
※3 過去に採択された案件の継続分に限る
※4 補助上限あり



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

1) ZEH、ZEH+への定額補助

ZEH：(1～3地域) 55万円/戸、(4～8地域) 45万円/戸

ZEH+：(1～3地域) 90万円/戸、(4～8地域) 80万円/戸

2) 上記に加え、蓄電システム、CLT(直交集成板)、EV充電設備等に別途補助

②新築集合住宅のZEH-M化等支援

1) 低層ZEH-M(3層以下)、中層ZEH-M(4、5層)への定額補助：40万円/戸※1

2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助(1/3)

3) 上記に加え、蓄電システム※2、CLT(直交集成板)、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり

③既存住宅のZEH化改修促進支援

1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助(上限250万円/戸)

2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助(1/3)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅取得者等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例

【住宅の省エネ性能】

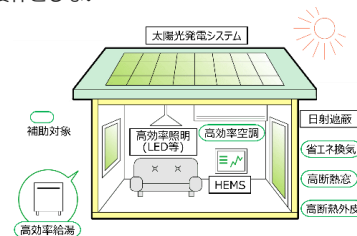
		戸建住宅		集合住宅(ZEH-M)		
		ZEH+※3	ZEH	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6	断熱等性能等級5			
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上	20%以上			
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	—

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす

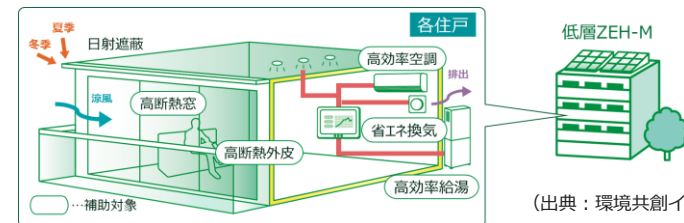
※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



(出典：環境共創イニシアチブ)